

確定給付企業年金の資産運用力向上のための施策

令和6年5月22日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これまでの議論

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

確定給付企業年金制度の主な改正（令和2年10月1日施行） ～DBのガバナンスに係る指摘事項と改正事項～

第28回社会保障審議会
企業年金・個人年金部会
2023年10月17日

資料2

- 企業年金部会では、確定給付企業年金(DB)のガバナンスに関し、①行為準則・組織、②事業運営の検証・監査等、③資産運用、④加入者への情報開示といった面から、制度全般を検証し、議論の整理を行った。
- この中で、OECDガイドラインに照らしても、制度が健全に運営されるための基本的な仕組みは概ね整備されているが、以下の課題が指摘された。
- 指摘されたそれぞれの課題について、2016(平成28)年4月から2018(平成30)年4月にかけて継続的に企業年金部会において議論を重ね、順次見直しが行われた。また、企業年金・個人年金部会での議論を経て、必要な法令改正が行われた。

項目	指摘された課題	改正事項
行為準則 ・組織	・ 複数の事業主で構成される確定給付企業年金で、適正な運営が難しい状況を抱えたものについてガバナンスを重点的に強化すべき	1. 総合型基金の代議員の在り方の見直し 【通知改正】 → 一部を2020(令和2)年9月政令改正
事業運営の 検証・監査等	・ 公認会計士等の監査の活用 ※ コストの観点から、複数事業主で実施するなど利害関係者の多い基金等に対象を絞るほか、上場企業に求められる法定監査との重複を避ける配慮が必要。	2. 総合型基金における会計の正確性の確保 【通知改正 → 2020(令和2)年9月省令改正】
資産運用 ・加入者への 情報開示	・ 資産運用委員会の設置の促進 ・ 資産運用ルールの見直し ・ 資産運用に関する開示の充実	3. 「運用の基本方針」・「政策的資産構成割合」の策定義務化 【省令改正】 4. 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し 【通知改正】 → 一部を2020(令和2)年9月政令改正

確定給付企業年金制度の主な改正（令和2年10月1日施行）

4. 資産運用ガイドラインの見直し

第28回社会保障審議会
企業年金・個人年金部会
2023年10月17日

資料2

- 2018(平成30)年4月に「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」を改訂し、①資産運用委員会、②分散投資、③オルタナティブ投資、④運用コンサルタント、⑤スチュワードシップ責任・ESG、⑥加入者等への説明・開示などについて、必要な見直しを行った。

項目	見直しの内容（概要）
① 資産運用委員会	資産規模100億円以上の場合は設置すること。 【2020(令和2)年9月、政令改正を行い、法令において設置を義務化】
② 分散投資	- 分散投資を行わない場合は、その理由を運用の基本方針に定め、加入者等に周知すること。 - 運用受託機関の分散の観点から、運用の基本方針に、運用委託先が特定の運用受託機関に集中しないための方針を定めること。
③ オルタナティブ投資	- オルタナティブ投資を行う場合は、運用の基本方針にその目的や位置づけ等を定めること。 - 運用受託機関の選任に当たっては、当該機関の組織体制等に留意し、商品選択に当たっては、例えば、そのリスクや時価の算出根拠等を確認すること。
④ 運用コンサルタント	- 金融商品取引法上の投資助言・代理業者であること。 - 運用受託機関との間で利益相反がないか確認すること。
⑤ スチュワードシップ責任・ESG	スチュワードシップ・コードの受入れや取組状況、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・契約締結の際の定性評価項目とすることを検討することが望ましいこと。
⑥ 加入者等への説明・開示	加入者等への業務概況の周知において、加入者等へ財政や資産運用の状況等をわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましいこと。

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、
「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定**
- **顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構**」を創設
〔業務〕金融経済教育の教材・コンテンツの作成、
学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等
〔形態〕認可法人
〔役員〕理事長(1人)、理事(3人以内)等
〔ガバナンス〕運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督
(参考)上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

(出所)金融庁資料(赤枠のみ厚労省追加)

企業開示

- 非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の**四半期報告書を廃止**(注2)

(注1)府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る

(注2)第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化

- **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間**(注)を**5年間**(課徴金の除斥期間と同様)に**延長**

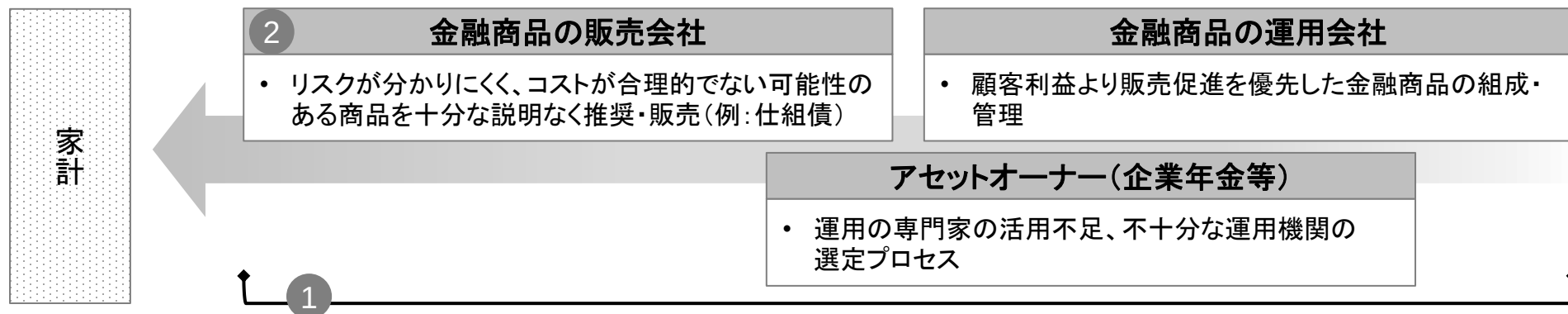
(注)現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- **ソーシャルレンディング**(注)等を行う**第二種金融商品取引業者**について、投資家に適切な情報提供等が行われなかった事例を踏まえ、**運用報告**に関する規定を整備
(注)インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み
- **不動産特定共同事業契約**(注)を**トークン(デジタル)**化する動きが見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**
(注)出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み
- 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の情報**公表を義務付け**
- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

課題

- 2017年3月、金融事業者が主体的に創意工夫を発揮し、良質な金融商品・サービスを提供することを促すため、プリンシプルベースの「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定（金融事業者の判断で採択）
- この「原則」に基づき、顧客の最善の利益の追求等の取組が進められてきたが、以下の課題が指摘されているほか、「原則」を採択していない、方針等を公表していない金融事業者も多く存在



1 最善の利益を考えた業務運営の確保

- 顧客等の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行すべき**である旨を**金融事業者や企業年金等関係者一般に共通する義務として法定**することで、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化

対象

金融商品取引業者	銀行	信託銀行	保険会社
資金移動業者	貸金業者	企業年金	...

2 顧客への情報提供の充実

- 金融商品取引業者等が、契約締結前に顧客の知識や経験等に応じて、契約内容の**説明を行う義務を法定**
- 金融商品取引業者等が、デジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、顧客のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、**書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能**とするよう見直し
(注) 見直しに際しては、顧客がその必要に応じて書面を求めることができる規定も整備〔内閣府令改正事項〕

対応

金融商品取引法等の一部を改正する法律：私的年金制度関係

○ 金融サービスの提供に関する法律（金融庁所管）が改正され、顧客本位の業務運営確保のための規定の整備が行われた。私的年金制度との関係は以下の通り。

【概要】：私的年金制度関係者に対しても、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務が、金融サービスの提供に関する法律（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に改名）において法定化

【義務の適用範囲】：私的年金制度全般（国民年金基金・石炭鉱業年金基金・DB・DC・厚生年金基金）

【義務が適用される主体】：上記制度の実施者（具体的には以下の表のとおり）

制度	国民年金基金	石炭鉱業年金基金	DB	DC	厚生年金基金
主体	- 国民年金基金、基金理事、基金が締結する運用契約等の相手方 - 国民年金基金連合会、連合会理事、連合会が締結する運用契約等の相手方	石炭鉱業年金基金、基金理事、基金が締結する運用契約等の相手方	- 規約型DB：事業主、資産管理運用機関（契約金商業者を含む） - 基金型DB：企業年金基金、基金理事、基金運用契約等の相手方 - 企業年金連合会、連合会理事、連合会が締結する運用契約等の相手方	- 企業型DC：事業主、運営管理機関、資産管理機関 - 個人型DC：国民年金基金連合会、運営管理機関、事務委託先金融機関	- 厚生年金基金、基金理事、基金が締結する運用契約等の相手方 - 企業年金連合会、連合会理事、連合会が締結する運用契約等の相手方

【指導監督】：金融サービスの提供に関する法律に基づく指導監督の規定はなく、罰則規定もない。

このため、指導監督は、従来の枠組みに基づき、厚労省が行う（各制度毎の個別法に基づく指導監督）。

【規定整備の意義】：私的年金制度の実施主体に対しては、現行法令等において、加入者等の利益のため忠実に業務を行わなければならない忠実義務等が規定されている。今般規定される義務は、新たな内容というよりは、現行の忠実義務等の規定による対応を定着・底上げするために、主体横断的に法律で明記するもの。

今後、本規定を踏まえつつ、運用機関の選定プロセス等の個別の課題に応じて検討していく。

（出所）金融庁資料を元に厚労省作成

スチュワードシップ・コードとは

- 「責任ある機関投資家」の諸原則«日本版スチュワードシップ・コード»は、**機関投資家**が、投資先企業との「**建設的な対話**」を通じて、**企業の持続的成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大**という責任（スチュワードシップ責任）を果たすための行動原則である（2014年2月策定、2017年5月、2020年3月改訂）。
- 本コードにおける機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家（運用機関／アセットマネジャー）」と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）」とに大別される。

＜スチュワードシップ・コードの8原則＞（2020年3月再改訂）

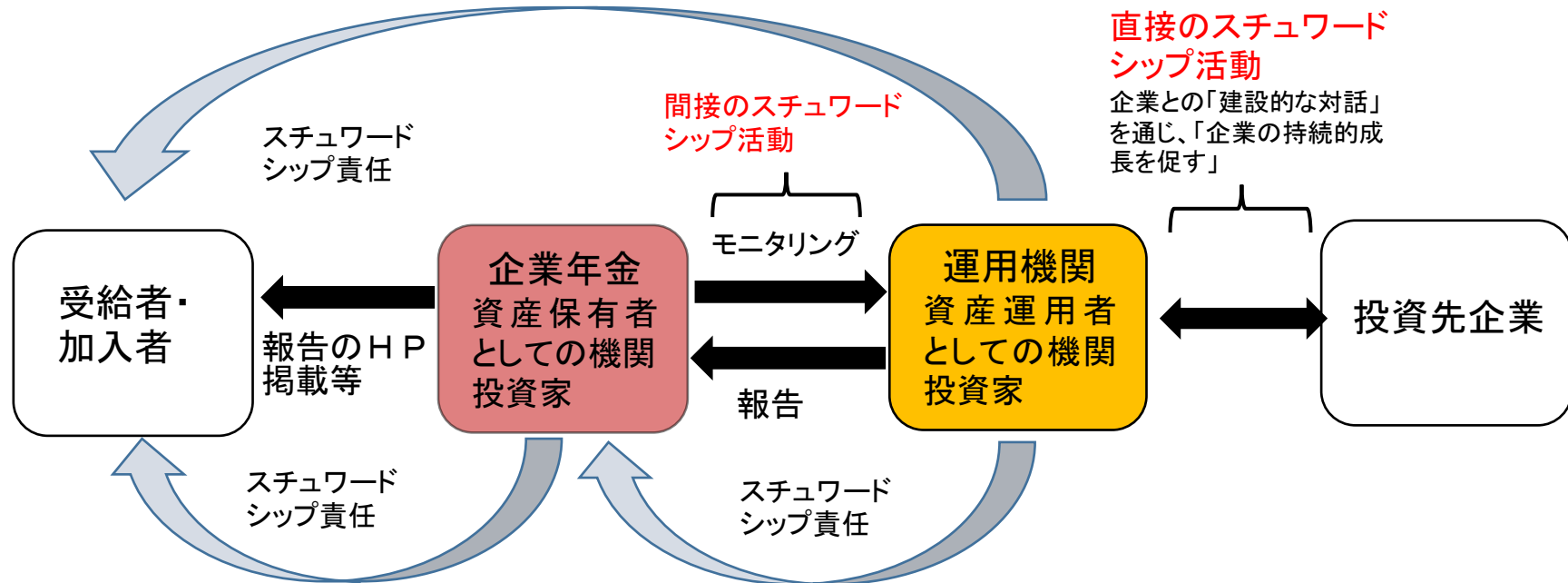
1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

＜企業年金のスチュワードシップ・コード受入れの意義＞

- ・企業年金におけるスチュワードシップ・コード受入れは、運用機関の取組みを促す意義がある。
- ・企業年金が受託者責任を履行する観点からも有意義である。

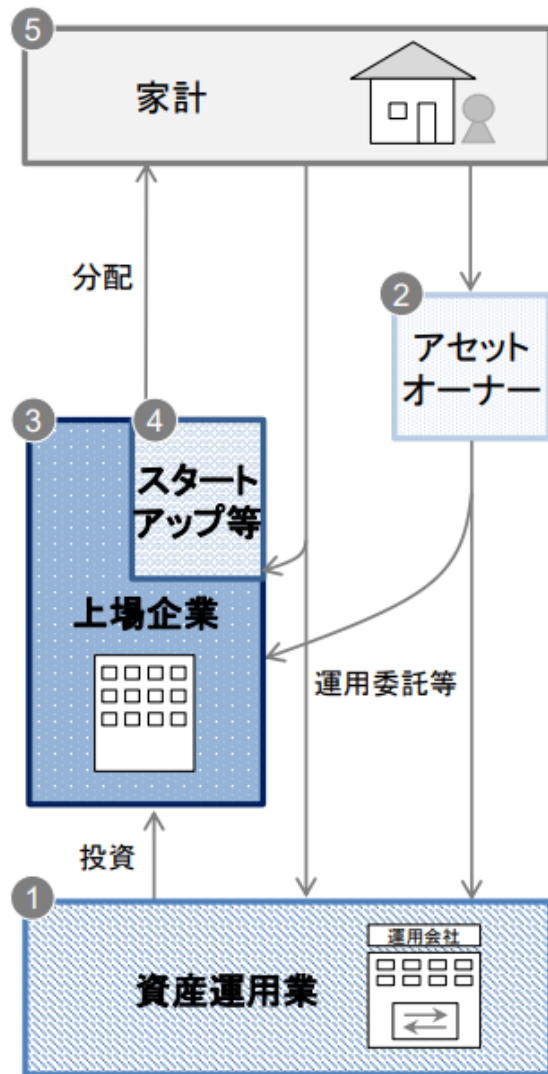
＜具体的な行動例＞

- ・運用機関に議決権行使などスチュワードシップ活動に求める事項や原則を示す
- ・運用機関に対し、投資先企業の状況の的確な把握と把握状況の報告を求める
- ・運用機関のスチュワードシップ活動などを代議員会等に報告し加入者等にも周知する など



金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書の概要

- 家計からの投資の運用を担い、リターンを生み出す資産運用会社の高度化を図るとともに、企業への成長資金の供給を促し、その成果を家計に還元することで、インベストメント・チェーンを通じた「成長と分配の好循環」を推進し、資産運用立国の実現に向けた取組みを進める。



1 資産運用会社の高度化 ≫ 家計を含む投資家へのリターン向上、投資先の企業価値の向上

- 投資運用業の参入要件の緩和(ミドル・バックオフィス業務の委託等)★
- 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)の実施
- 大手金融グループにおける運用力向上やガバナンス改善・体制強化
- 金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスに関する原則の策定
- 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し(一者計算の促進等)

2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み ≫ 顧客等の最善利益の確保

- 金融機関による顧客等の最善利益を確保する観点からの運用や、DC加入者への運用商品の適切な選定・提案、情報提供の充実を促進

3 スチュワードシップ活動の実質化 ≫ 日本企業・日本市場の魅力向上

- 企業価値向上に向けた対話促進のための大量保有報告制度の見直し等★

4 成長資金の供給と運用対象の多様化 ≫ スタートアップの活性化、収益機会の拡大

- ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
- 非上場株式を組み入れた投資信託・投資法人の活用促進
- 投資型クラウドファンディングの活性化
- 事後交付型株式報酬に係る開示規制の明確化
- 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化(仲介業者の規制緩和)★

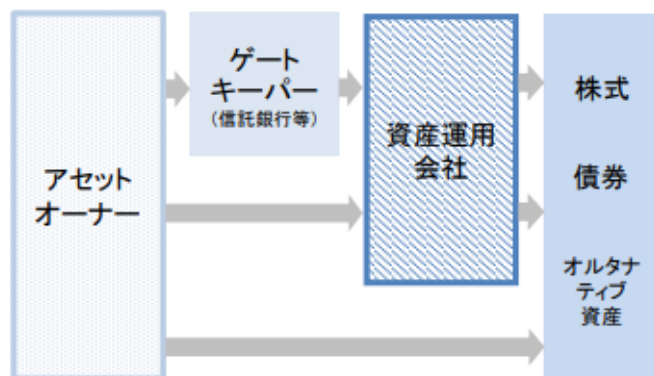
5 家計の投資環境の改善 ≫ 金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進

- 金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進
- 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ(5万円から10万円に)

★は要法改正事項

アセットオーナー、上場企業、家計に関する取組み

2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み(⇒顧客等の最善利益の確保)



- アセットオーナーから運用委託を受ける**資産運用会社等**は、アセットオーナーのリスク許容度等を考慮したうえで、**最善の利益を確保するための運用**を行う必要
- 企業型確定拠出年金(DC)の**運営管理機関(金融機関)**は加入者の最善の利益を確保する観点から、**適切な運用商品の選定・提示や情報提供の充実等**を行う必要
- 当局は、アセットオーナーを支える**金融機関を適切にモニタリングし、必要に応じて改善を求めていくことが不可欠**

3 スチュワードシップ活動の実質化(⇒日本企業・日本市場の魅力向上)



- スチュワードシップ・コードの趣旨を踏まえ、**自らの置かれた状況(規模・運用方針等)に応じた対応の促進や、協働エンゲージメント**の取組みの積極的な活用
- 実効的なエンゲージメントの促進のための**制度の見直し(大量保有報告制度における「重要提案行為」や「共同保有者」の範囲の明確化)**
- **資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた東証の要請(①現状分析、②計画の策定・開示、③実行)を踏まえた企業の対応を一層促す観点からフォローアップ**

※ 企業と投資家との建設的な対話

5 家計の投資環境の改善(⇒金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進)

金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進

- 家計が資産運用会社や金融商品を適切に選択するためには金融リテラシーの向上が不可欠
- **金融経済教育推進機構を中心に官民一体となって、金融経済教育に取り組むことが重要**

累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ

- **新しいNISA制度**において、**つみたて投資枠**は年間120万円(**月10万円**)になる
- **累積投資契約のクレジットカード決済上限額**について、**つみたて投資枠をカバー**できるよう規定を見直し(5万円から10万円に)

資産運用立国実現プラン（抄）

（令和５年１２月１３日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ）

① 確定給付企業年金（DB）の改革

（ア）資産運用力の向上

＜課題等＞

- ・ 確定給付企業年金（DB）が加入者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するためには、母体企業の財務戦略・人事戦略ならびに年金財政運営状況等を踏まえ、確定給付企業年金（DB）ごとに最適な運用方針を策定し、それに応じて適切に運用受託機関を選択するとともに、企業の置かれた状況や環境の変化に応じて、定期的にその見直しを行うことが重要である。これに引き続き取り組むことに加え、経済・市場環境に新たな変化が生まれてきている中において、その動向をみながら、期待収益率を検証し、必要に応じて資産配分の見直しを行うことが特に重要である。
- ・ これに関し、全体の９割以上を100億円未満の確定給付企業年金（DB）が占めており、そうした小規模な確定給付企業年金（DB）における受託者責任の徹底や専門性の向上について、課題が指摘されている。また、確定給付企業年金（DB）が１つの金融機関（総幹事会社）に運用業務を委託することは、効率性の観点から否定されるものではないが、他の運用受託機関との比較を行い必要に応じて見直しを行うことも重要である。

＜施策＞

- ・ 加入者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するため、確定給付企業年金（DB）に対して、運用力の向上や受託者責任の普及啓発に向けて、資産運用に関する研修・情報提供を通じた人材育成等の取組を推進することや、確定給付企業年金（DB）が契約の形態如何に関わらず、定期的に総幹事会社を含めた運用委託先を評価し、必要に応じて運用力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進することについて、ガイドラインを改定するなど、必要な方策を講じる。

社会保障審議会企業年金 ・ 個人年金部会における議論の中間整理（抄） （令和 6 年 3 月 28 日）

2 DB制度の環境整備

（1）DBの運用力の向上

○ 運用力の向上については、

- ・ 企業年金の役割を考えると、リターンの極大化だけではなくて、リスクの極小化、若しくは目標とする収益を稼ぐことと、目標からの乖離をできるだけ小さくすることも運用力の一つ
- ・ 規模の小さいDB制度に対して中立的なサポートをする観点から、企業年金連合会等において、資産運用のコンサル、相談、助言、情報提供をより強化してほしい
- ・ ルールを作り過ぎると、コストや運営の手間が必要以上にかかり、逆に企業年金を止めるという企業が出てくる可能性もあり、受益者の利益を完全に損なわないようにバランスをとることが重要

といった意見があった。

アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会

趣旨

「資産運用立国実現プラン」（令和5年12月13日資産運用立国分科会取りまとめ）において、「アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、アセットオーナーがそれぞれの運用目的・目標を達成し、受益者等に適切な運用の成果をもたらす等の責任を果たす観点から、アセットオーナーに共通して求められる役割があると考えられ」、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を2024年夏目途に策定する」とされた。このため、アセットオーナー・プリンシプルについて実務レベルの検討を行うべく、新しい資本主義実現会議の下に開催する資産運用立国分科会の下に、アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会（以下「作業部会」という。）を開催する。

構成

部会長	神作 裕之 学習院大学法学部教授		
構成員			
（有識者）	上田 亮子 京都大学経営管理大学院客員教授	（関係行政機関）	内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長代理
	菅野 暁 東京大学理事		内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長
	玉木 伸介 大妻女子大学短期大学部教授		金融庁総合政策局審議官（監督局担当）
	野村 亜紀子 野村資本市場研究所主席研究員		金融庁総合政策局参事官（企画市場局担当）
			総務省自治行政局公務員部福利課長
			財務省主計局給与共済課長
			文部科学省大臣官房審議官（研究振興局及び高等教育政策連携担当）
			文部科学省大臣官房審議官（高等教育局担当）
			文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室長
			厚生労働省大臣官房審議官（年金担当）
			厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長
			中小企業庁事業環境部経営安定対策室長

運営等

- 作業部会の庶務は、金融庁、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。
- 作業部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。

DBの資産運用力向上のための施策について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の改訂について

- 確定給付企業年金が資産運用力向上のための施策として、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」（DBの資産運用ガイドライン）について以下のように改訂してはどうか。

これまで行われてきた、金融サービスの提供に関する法律（金サ法）の改正、スチュワードシップ活動の実質化、資産運用立国に関する議論等を踏まえて、DBの資産運用ガイドラインにおいて以下の改訂を行い、確定給付企業年金が資産運用力向上のために取り組むことが望ましい方向性について示す。



項目	改訂の内容（案）
金融サービスの提供に関する法律における「誠実公正義務」の位置づけ	・新たな事項が義務づけられたものではなく、現行の忠実義務等の規定による対応を定着・底上げするものである旨を明確化するため、一般的な義務に注を追記
スチュワードシップ活動に係る協働モニタリング	・運用受託機関によるスチュワードシップ活動について、協働モニタリングの取組に参画することが考えられる旨を記載
運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直し	・総幹事会社を含む運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直しを行うことが望ましいことを記載
人材育成等の推進	・適切な資質を持った人材（一定年数の実務経験を有する人材、関連する資格や研修受講歴を有している人材等）の計画的な登用・配置が望ましいことや、専門性の向上に努めることを記載
加入者のための見える化（任意の情報開示）	・加入者の利益に資するよう、加入者への周知事項等をHP公表（情報開示）することが考えられる旨を記載

※ 内閣官房で策定される予定のアセットオーナープリンシプルについては、今後の議論を踏まえ、ガイドラインへの記載を検討する。

(参考) DB資産運用ガイドラインの改訂(案)

確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)

1 本ガイドラインの目的・性格・対象

- (1) 本ガイドラインの目的
- (2) 本ガイドラインの性格
- (3) 本ガイドラインの対象

2 基金の資産運用関係者の役割分担

3 事業主及び基金の理事

- (1) 一般的な義務
- (2) 基本的な留意事項
- (3) 基金が株式による掛金の納付を受けるに当たっての留意事項
- (4) 運用の基本方針
- (5) 運用の委託
- (6) 基金における自家運用
- (7) 資産管理の委託
- (8) 運用コンサルタント等の利用
- (9) **自己研鑽専門性の確保・向上**
- (10) 利益相反
- (11) 基金の理事の責任
- (12) 基金における理事以外の資産運用関係者

・「誠実公正義務」の位置づけ

・スチュワードシップ活動に係る協働モニタリング
・運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直し

・人材育成等の推進

4 資産運用委員会

5 運用受託機関

6 その他

- (1) 会議録等の作成・保存
- (2) 基金における代議員会への報告
- (3) 加入者等への業務概況の周知
- (4) 基金から基金型事業主への情報提供
- (5) 管理運用業務に関する情報開示に当たっての留意点

・加入者のための見える化(任意の情報開示)

確定給付企業年金（DB）の資産運用の高度化・責任投資活動に係る取組 （企業年金連合会による支援事業）

- 企業年金連合会においては、確定給付企業年金（DB）の運用力向上に向けて、様々な取組を実施している。

企業年金連合会における主な取組

資産運用に係る人材育成・情報提供

- ・厚生労働省のガイドラインの趣旨やポイントを説明し、通常管理運用業務で考えられる想定事例をまとめた「受託者責任ハンドブック」の作成・活用
- ・企業年金関係者の専門性向上に向けた研修事業・情報提供の推進や、相談対応、コンサルティング・助言
- ・運用受託機関の資産運用状況等の提供
- ・企業年金実態調査の実施

スチュワードシップ活動の協働モニタリング

- ・運用受託機関のスチュワードシップ活動（ESGを含むビジネスの持続的な成長に向けた投資先との対話等）を、企業年金が協働してモニタリング予定
 - アンケート形式による協働調査
 - 運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する合同説明会と協働対話
 - スチュワードシップ活動に関するサマリー・レポートの提供
- ・「企業年金スチュワードシップ推進協議会」（仮称）を設立し、協働モニタリングを継続的かつ実質的な取組として促進